

米沢市立病院・三友堂病院（CM）共同公募型プロポーザル委員会要項

（目的）

第1条 米沢市立病院・三友堂病院（CM）共同公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により、この業務に関連する各分野における専門性の高い知識・技能を有する最適な者（以下「最優秀者」という。）を選定することを目的として、米沢市立病院・三友堂病院（CM）共同公募型プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの評価方法及び選定方法の設定に関すること。
- (2) 提案者からの提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行い、順位付けをするとともに最優秀者を選定すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関すること

（組織）

第3条 委員会は、委員8人により組織する。

- 2 委員は、米沢市立病院（米沢市）及び三友堂病院から各4名を選任する。
- 3 委員会には、三友堂病院理事長を委員長として、米沢市病院事業管理者を副委員長として置く。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、第2条第2号に規定する最優秀者の選定をもって解任されるものとする。

（会議）

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の2分の1以上をもって決するものとする。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員長が特に緊急を要すると認めたものについては、持ち回り審議により議事を決定することができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、米沢市立病院事務局総務課病院開設準備室において処理する。

（雑則）

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会により定める。

附 則

- 1 この要項は、平成30年6月12日から施行する。

(別表)

《 委員会名簿 》

【三友堂病院】

氏 名	役職名	備 考
仁科 盛之	理事長	委員長
穂坂 雅之	病院長	三友堂リハビリセンター
大峽 雅男	理事	
田林 義則	理事	

【米沢市立病院（米沢市）】

氏 名	役職名	備 考
渡邊 孝男	病院事業管理者	副委員長
大串 雅俊	病院長	
渡辺 勅孝	事務局長	
杉浦 隆治	建設部長	米沢市

【事務局】

氏 名	役職名	備 考
細谷 正弘	新病院開設準備室顧問	三友堂病院
和田 晋	総務課長	米沢市立病院
高橋 允	病院開設準備室長	米沢市立病院
鈴木 学	病院開設準備室主査	米沢市立病院
安藤 信裕	病院開設準備室主査	米沢市立病院